

呉市議会請願及び陳情取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、呉市議会会議規則（昭和31年呉市議会規則第1号）第9章に規定する請願及び陳情の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(請願の提出方法)

第2条 呉市議会に請願をしようとする者（以下「請願者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請願書を議長に提出するものとする。

- (1) 提出年月日
- (2) 件名
- (3) 請願者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、所在地及び名称、並びに代表者の氏名）
- (4) 請願を紹介する議員の氏名
- (5) 請願趣旨
- (6) 請願事項

(請願の紹介議員)

第3条 議員は、次の各号のいずれかに該当する内容が含まれる請願について、紹介議員にならないよう努めるものとする。

- (1) 法令等又は公序良俗に反するもの
- (2) 特定の個人に関する情報が明らかとなるおそれのあるもの
- (3) 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれのあるもの
- (4) 係属中の訴訟又は捜査中の事件に関するもの
- (5) 市職員に対する懲戒等を求めるもの
- (6) 市の事務に関係のない事項についての行為を求めるもの
- (7) 既に願意が達成されているもの
- (8) 実現性のない内容があるもの
- (9) その他議会の審議になじまないもの

(請願の受理)

第4条 請願は、閉会中においても常時受理し、整理番号は、暦年を単位とした通し番号とする。

(請願を審議する時期)

第5条 定例会における請願の取扱いは、当該請願を提出しようとする定例会の告示日までに受理したものを審議する。ただし、急を要する場合は、その都度議会運営委員会で協議し決定する。

(請願の個人情報)

第6条 議長は、請願者が第2条の規定により請願書を提出する際に、請願書に記載されている個人情報（住所、氏名等）の取扱いに関する申出書を別記様式により提出させるものとする。

2 前項の規定により、請願者が、請願書に記載されている個人情報（住所、氏名等）の公開を希望する旨の申出をしたときは、当該個人情報（住所、氏名等）は公開とし、会議録、呉市議会のホームページ等に掲載するものとする。

（署名簿の取扱い）

第7条 請願書に添えて提出された署名簿は非公開とし、請願書に「ほか〇名」と記載する。

（陳情の取扱い）

第8条 陳情の提出方法及び受理については、第2条及び第4条の規定を準用する。

2 受理した陳情のうち、所管委員会の正副委員長が必要と認めるものは、委員会に回付する。

3 委員会に回付することになった陳情の個人情報及び署名簿の取扱いについては、前2条の規定を準用する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、請願及び陳情の取扱いに関し必要な事項は、議会運営委員会において協議し決定する。

付 則

この要綱は、令和4年11月9日から実施する。

